

東吾妻町「教育大綱」（令和5年3月改訂）

《東吾妻町が目指す将来像》

住民が誇りを持って暮らすまち
～ 東吾妻 きみと あなたと ～

基本目標 『豊かな心を育む 学びのまち』

I はじめに

1 教育大綱の位置付け

本町では、平成30年度（2018年度）から令和9年度（2027年度）までの10年間を計画期間とした「東吾妻町第2次総合計画」を策定しています。

東吾妻町教育大綱は、第2次総合計画に掲げられた基本目標の実現に向け、町と教育委員会が円滑に意思疎通を図り、本町教育の課題及び目指す姿等を共有しながら、同じ方向性のもと、連携して効果的に教育行政を推進するために、国や県の制度や計画等とも整合性を図りながら策定するものです。

2 教育大綱の計画期間

平成30年度（2018年度）～令和9年度（2027年度）までの10年間

3 教育を取り巻く社会情勢

- 高度情報化やAI技術の発達により、産業・働き方は大きく変化しつつあり、求められる人材や「学び」のあり方も、それに伴う変化が求められています。
- インターネット社会に生きる子どもたちが、日常生活や学校生活の場面で自らの意思に基づいて正しく判断ができるよう、学校でのネットリテラシー教育の重要性が高まっています。
- コロナ禍による影響は、人々の生活習慣を変え、社会のあり方そのものを変えつつあります。
- 社会総掛かりで子どもたちを育む体制をつくるために、社会に開かれた教育課程の実現に向けた「コミュニティ・スクール移行」や職員の働き方改革を含む「休日における中学校部活動の段階的な地域移行」が全国的に推進されています。
- 人種差別などの人権問題、地球温暖化などの環境問題の解決等を目指すための「持続可能な開発目標（SDGs）」が国際社会の重要なテーマとなっています。
- 日本においては、少子化による労働力人口の減少が課題となっており、人材不足に苦しむ産業が増えています。外国からの労働者を受け入れる中で、多文化共生教育の重要性が高まっています。
- 国全体で出生率の低下による人口減少が著しい一方、東京圏を中心とした大都会への過度の人口集中により、地方の自治体では少子高齢化により地域社会の維持や活性化が困難になってきています。
- 地球温暖化による気象状況の変化や自然災害の多発など、災害に対応できる強靭化対策が必要になっています。
- グローバル化や技術革新の進展により、新たな価値観や生活様式に対応しなければならない環境に

なっています。

- 先人から受け継がれてきた地域文化を構成する多様な価値観である歴史文化遺産への関心の高まりがあります。
- 社会のあり方が大きく変化し続ける時代において、ルールや目標が明確でない中、自分の頭で考え、生き抜く力が必要とされています。

II 本町の学校教育

1 学校教育の現状

- 人口減少や少子化の進行を背景に、子どもの数は年々減少しています。このような中でも、子どもたち一人一人が持続可能な社会の創り手・担い手となる生きる力を育み、安心して学べる保育所・こども園・学校の保育・教育活動に繋がる環境維持と整備が必要です。また、子どもたちの教育的ニーズに寄り添う特別支援教育の人的・物的両面からの体制整備と充実が必要です。
- 教育相談は年々増加しており、それに伴い相談内容が多様化・複雑化していることから、より的確に対応できる充実した相談体制づくりと保育所・こども園・学校や保護者との更なる連携や情報共有が求められています。
- それぞれの発達段階に応じた基礎・基本をしっかりと身に付けることができる指導を実践していますが、引き続き、子ども一人一人の成長と学びを保障する保育所・こども園・学校における保育・教育の効果的な取組が必要です。また、保育・教育へのニーズが多様化・複雑化する中、適切に対応できる保育士や教職員の育成と資質向上が求められています。
- 2020年から小学校の英語教育が拡充され、5年生・6年生は教科として義務化されました。また、3年生・4年生でも英語に親しむための「外国語活動」が必須化されました。その充実をさらに深めるとともに、中学校進学時に基礎的学力に差が生じないよう、全小学校間で共通した授業研究や情報共有が必要となります。
- 子どもたちが経済的理由により学びの機会を失うことのないよう、より多くの子どもたちを支援するため、本町独自の育英制度を効率的に運用する必要があります。
- 国のG I G Aスクール構想に基づき、令和2年12月に全児童・生徒用の学習用端末を導入しました。「誰一人取り残すことのない学び」を実現するために、ICT機器を活用した新しい学びを構築する時が来ています。子ども及び教職員が少しでも早く思いのままにICT機器を活用し教育効果があげられるような環境が必要となっています。
- 噫緊の課題として、「コミュニティ・スクール移行」のための学校運営協議会規則の制定や教職員の働き方改革を含む「休日における部活動の段階的な地域移行」の推進があります。
- 学校給食衛生管理基準を遵守しながら学校給食センターを安定的に運営し、子どもたちに安心・安全なバランスの取れた給食を提供し続ける必要があります。
- 男女共同参画社会の推進や働き方の多様化により、放課後児童クラブを利用する子どもが増えています。町設置・民間設置の区別なく、今後は学校内に放課後児童クラブを設置していくことが求められています。

2 学校教育の基本方針

- 未来を担う子どもに生きる力を育む保育所、こども園及び学校の保育・教育の充実と環境の整備・充実に努めます。
- 地域社会・家庭と学校が一体となった、特色ある教育活動を推進します。

3 施策の方向性

(1) 学力の確実な定着を図り、学びに向かう力・社会に参画する力を育成します。

①主体的・対話的で深い学びを通して、基礎的・基本的な知識・技能の確実な定着を図るとともに、思考力・判断力・表現力等を育成しながら、学びに向かう力、人間性等を涵養します。

- 誰一人取り残さない個別最適化した学習の実現に向けた取組を推進します。
- 児童生徒が情報を適切に活用・発信できるよう、発達段階に応じた情報活用能力を育成します。
- 「東吾妻町学びのベーシック」の実践により、基礎的・基本的な生活習慣及び学力をしっかりと身に付けられる保育・教育を推進します。
- 積極的な地域住民との交流をとおして地域の良さを再確認し、児童・生徒の地域行事等の参画意識の高揚を図ります。

②特別支援教育の体制整備と充実を図ります。

- 子どもたちの成長やそれぞれの状況に即した支援、特別支援員の適正配置等、特別支援教育の体制整備と充実を図ります。

③国際交流による学びを促進します。

- 子どもたちが国際的視点に立ち、自らの考えを発信できる力を育成するために、外国青年招致事業（ALT）及び外国語教育コーディネーターを積極的に活用します。また、台湾の中学校との国際交流の機会を維持・継続し、他国の文化に触れる機会の拡充に努めます。

(2) 生命や人権を尊重し、互いに認め合い、自他を大切にする心を育みます。

①豊かな人間性を育成します。

- 人権の意義・内容や重要性についての理解を深め、子どもたち自らの態度や行動につながるよう、人権教育を推進します。
- 保育所・こども園・学校全体を通して、多様性を認め自他を大切にする心や、自己肯定感や自己有用感を育み、社会性や規範意識を高めるなど、健やかな心の育成を図ります。

②教育相談体制の充実を図ります。

- いじめや不登校などをはじめ、様々な悩みをもつ子どもやその保護者の相談に対応し、的確な指導や助言ができる相談体制の充実を図ります。

(3) 生涯にわたり健康に過ごすための心と体の土台づくりに努めます。

- 食育等をはじめとした健康教育の充実を図り、データに基づく個に応じた指導により心身の健康を保持増進します。
- 「給食センターのあり方検討委員会」を設置し、学校給食衛生管理基準を遵守しながら学校給食センターの安定的な運営について協議し、子どもたちに安心・安全なバランスの取れた給食の提供に努めます。
- 保育・教育活動全体の中で体を動かすことの大切さを学び、運動したときの喜びや楽しさを体感

させながら、体力の向上を図ります。

- 学校におけるスポーツ活動の充実を図るため、地域や関係団体等と連携しながら、運動機会の確保に努めます。休日の中学校部活動の地域移行に努めます。
- 子どもたちの健康状態を的確に把握し、新型コロナウィルス等の感染症やアレルギー疾患等に適切に対応します。

(4) 教職員の資質・能力の向上に努めます。

- 教育へのニーズや、子ども・保護者の悩みに的確に対応できるように、研修会等の機会を通じて、豊かな人間性を有した保育士・教職員の資質・能力の向上に努めます。
- 高い使命感と倫理観をもって職務に当たり、子どもたち、保護者及び地域から信頼され、子どもたちの学習意欲を効果的に引き出す組織づくりに努めます。
- 働き方改革を推進し、ゆとりをもって子どもたちを指導できる環境を整備します。

(5) 開かれた保育所・こども園・学校づくりの推進及び運営体制の充実に努めます。

- 地域社会に開かれた保育所・こども園・学校づくりのために、地域社会と連携・協力し、保育・教育を進める体制の整備に努めます。
- 社会に開かれた教育課程の実現に向けて、コミュニティ・スクール移行に努めます。

(6) 保育・教育の環境や条件の整備に努めます。

①保育所・こども園・学校施設等の更新と整備を進めます。

- 老朽化施設・設備の計画的な更新や整備を推進し、子どもたちの安全で衛生的な保育・教育環境と快適に学習できる環境の確保を図ります。
- 地域の防災体制構築の観点から、災害や感染症に対する強靭性を向上させるための整備を推進します。

②育英制度の充実を図ります。

- 経済的理由により就学が困難な子どもたちの就学を支援するため奨学金制度に加え、新たに導入した入学準備金制度の効果的な運用を図ります。また、卒業後の返還の促進や効率的な運用を推進します。

III 本町の社会教育

1 社会教育の現状

- 本町では、子どもから大人まで多くの住民が楽しみながら参加・活用できるよう、様々な講座やイベント等を開催しています。今後は、住民ニーズの多様性に応じた魅力的な講座や講演会、イベント等の企画、開催が期待されます。また、それらの行事に関して的確な情報提供が求められます。そのためには、関係機関や活動する団体との連携を深めることが必要です。
- 生涯学習や生涯スポーツを計画的に推進するため、住民各世代のニーズを把握し、短期・中期・長期にわたる推進計画を策定する必要があります。
- 高齢者から若者まで、性別や年齢を問わずすべての住民が主体的に学べる生涯学習社会の実現に向けた取組を充実させることができます。そのためにも各地域の公民館機能を充実し、地域に寄り添った公民館運営を推進することが求められています。

- 生涯学習や生涯スポーツの活動を充実させるため、住民のニーズに応える情報の提供が必要です。また、指導者の質の向上と人材確保のための体制整備も必要です。
- 本町の社会教育施設・社会体育施設において、施設や設備が老朽化しているものが多く、安全に利用できる環境を維持するためには、計画的な修繕・改修が必要です。また、より多くの住民による日常的な学習・スポーツ活動の推進と拠点づくりに向け、関連施設や設備の整備が必要です。
- 社会総掛かりで子どもたちを育む体制をつくるための、地域学校協働活動推進体制づくりや教職員の働き方改革を含む「休日における中学校部活動の段階的な地域移行」があります。
- 住民一人一人が、暮らしの中の楽しみとしてスポーツに親しみ、スポーツを通じて健康な心と身体をつくるとともに、人と人との絆を深め活力ある町を築くため、「スポーツの町宣言」の具現化を推進することが必要です。
- 史跡の保存・活用を図るため、住民や関係機関・団体との情報共有及び連携が必要です。
- 地域文化財を身近に感じ、学ぶ機会を提供するとともに、情報発信や将来にわたる適切な保存・活用についての施設整備が必要です。
- 令和元年10月に岩櫃城跡が国史跡に指定されました。今後は、岩櫃城跡の保存・整備に加えて活用に関する計画の策定が必要となります。

2 社会教育の基本方針

- 生涯学習や生涯スポーツ等を計画的に推進するために、推進基本計画の策定に努めます。
- 住民のニーズの的確な把握と、学校や関係機関・活動団体との連携強化を推進し、子どもから大人までより多くの住民が学び、楽しめる魅力的な学習・スポーツの機会の提供に努めます。
- 各公民館が地域の課題や住民のニーズを把握し、それぞれ特色ある公民館運営に努めます。
- 地域文化や歴史、自然を活用した学習活動を推進します。
- 計画的に社会教育・社会体育施設整備を進めます。
- 「スポーツの町宣言」に基づき、スポーツの普及と振興を図ります。
- 地域学校協働活動推進体制づくりに努めます。
- 休日の子どもたちのスポーツ活動の機会の提供に努めます。
- 地域の文化財、民俗芸能や伝統芸能の適切な保存・伝承・活用と、学習の機会や情報の提供に努めます。また、その拠点となる資料館等の施設整備に努めます。
- 岩櫃城跡保存活用計画を策定し、史跡の保存・活用・整備に努めます。
- 「人権尊重の町宣言」に基づき、人権教育の推進に努めます。

3 施策の方向性

(1) 生涯学習・生涯スポーツの推進に努めます。

①生涯学習・生涯スポーツ活動団体の育成・支援に努めます。

- 関係機関・活動団体との連携を強化し、より効果的な生涯学習・生涯スポーツの推進体制を整備します。また、公民館活動を推進し、活動団体の育成や支援に努めます。
- 文化・スポーツ団体と連携を強化し、円滑な「休日における中学校部活動の段階的な地域移行」

を推進します。

- 円滑な「コミュニティ・スクール移行」にあたり、地域学校協働活動推進体制の整備に努めます。

②学習・スポーツの機会や場に関する情報提供を進めます。

- 社会的要請や学習ニーズに応じた講座・学習の機会の提供に努めるとともに、学習成果の発表・活用の機会の充実を図ります。
- 住民のニーズに応じたスポーツ教室や各種スポーツイベントの開催、また、スポーツ関係団体の支援・育成、ハイレベルな競技や試合を観戦する「観るスポーツ」への取組など、スポーツに親しむ機会及びスポーツへの興味・関心をもつ機会の充実を図ります。
- より多くの住民が意欲的に参加できるような、魅力的な学習・スポーツの機会や場の提供に努めるとともに、施設利用者の利便性向上に努めます。

③社会教育・社会体育関連施設の整備を進めます。

- 公民館などの社会教育施設と体育館やスポーツ広場などの社会体育施設の状況を把握し、計画的な修繕・改修を推進します。
- 令和11年（2029年）国民スポーツ大会・全国障害者スポーツ大会カヌー競技（スラローム・ワイルドウォーター）が本町で開催予定となっています。その開催に向けた準備に努めます。

④学校等の関係機関との連携を強化します。

- 学校や関係機関・活動団体との連携を強化し、より効率的な学習・スポーツの機会や場の提供に努めるとともに、学校施設の一般開放など、有効利用のための体制を整備します。また、包括的な連携協定を締結している学校法人東洋大学との連携に努めます。

⑤生涯学習推進基本計画の策定に努めます。

- 生涯学習を計画的・系統的に推進するために、生涯学習推進基本計画の策定に努めます。

⑥スポーツ推進計画を策定します。

- 「スポーツの町宣言」の具現化に向け、町民のアンケート調査を基にスポーツ推進計画を策定し、老若男女がスポーツを楽しめる環境整備に努めます。

⑦指導者情報の提供と指導者の育成体制の整備を進めます。

- 指導者情報の充実と分かりやすい情報提供に努め、生涯学習・生涯スポーツの場や機会における指導者の活用を推進するとともに、指導者の質の向上と人材確保のための体制を整備します。

⑧全国大会等への出場を支援します。

- スポーツに関わる全国大会等への住民の出場を奨励・支援するとともに、その活躍の周知を図ります。

(2) 文化・芸術の振興と充実に努めます。

①文化財の保存・活用及び活用拠点の整備に努めます。

- 文化財の適切な保存や継承を支援し、その活用を進めるとともに、町の歴史を学ぶ機会を提供するための講演会やフォーラム、企画展の開催を推進します。
- 町内にある文化財の適切な保存・活用と情報発信、学習する機会や場を提供する拠点となる資料館や文化財センター等の整備を検討します。

②文化財に関わる職員・ボランティア等の人材育成を図ります。

- 伝統文化の継承をはじめ、専門的に文化財を取り扱う職員やそれを補助する住民ボランティアな

どの人材育成を図ります。

- 地域の文化財、民俗芸能、伝統技術等の保存や活用に取り組む団体の育成や支援に努めます。

③岩櫃城跡の保存と活用を進めます。

- 本町が誇る資産である国指定史跡岩櫃城跡の保存・活用のため、各分野の専門家や関係機関・団体との連携・推進を図り、岩櫃城跡保存活用計画策定に努めます。また、その成果を広く周知し、住民の岩櫃城の歴史に関する興味・関心、及び意識の高揚を図ります。

④町史の調査を進めます。

- 地域の文化・歴史を記録として後世に残し、地域の学びに活かすための資料収集に努めます。
- 多様化する住民の文化・芸術活動に対応できるよう、地域の歴史資料の収集、保存、活用を図り、幅広い情報の収集を行い、より効果的な情報の提供に努めます。

(3) 町民の人権意識を高めるための啓発活動に努めます。

①町民一人一人がお互いの人権を尊重し、全ての人々の人権が守られる社会になるよう、様々な人権問題に対する啓発活動に努めます。

- 町民の人権意識を高揚を図れるよう、多様な事業の実践に努めます。
- 社会教育事業開催時には、いじめや虐待などの人権問題、外国人や障害のある人に対する偏見や差別、インターネット上における誹謗中傷などの問題について取り上げ、町民の人権意識向上に努めます。